

CITIZEN

第141期

定時株主総会の招集に際して 電子提供措置事項記載書面に 記載しないこととした事項

事業報告

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

右記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面への記載を省略しております。

シチズン時計株式会社

証券コード 7762

会計監査人の状況

1. 名称 監査法人日本橋事務所

2. 報酬等の額

	支払額（百万円）
(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額	60
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であると判断し、これに同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Citizen Watch Company of America, Inc.はKPMG LLP、星辰表（香港）有限公司はPHILIP LEE & CO.による連結決算に必要な監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数等を勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要

- ① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - 1) 当社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、重要な業務執行その他の事項を決定するほか、取締役の職務の執行を監督する。
 - 2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款その他の社内規程に適合し、かつ、社会的責任を果たすため、当社グループの統一した行動規範としてシチズングループ行動憲章（以下「行動憲章」という。）を定め、CSR室を設置し、行動憲章を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底してコンプライアンスに対する知識や意識を高め、コンプライアンスの推進を図る。
 - 3) 当社は、社内通報制度を設け、法令違反または不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見並びに自浄作用の向上を図る。
 - 4) 取締役社長が直轄する監査部を設置し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施する。
 - 5) 社会の秩序や健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で対応することを行動憲章等に明記し、警察等の外部関係機関と連携し反社会的勢力との関係を一切遮断する体制の整備及び強化を図る。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制**
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款、取締役会規則、経営会議規程、稟議規程その他の社内規程で定めるところにより、適切に保存し、管理する。
 - 2) 取締役の職務の執行に係る情報の開示については、情報管理統括責任者及び情報管理担当部署を設けるなど、取締役、株主、債権者及びその他の利害関係者から情報の開示を求められたときに法令及び定款、シチズングループ情報管理およびインサイダー取引防止に関する規則その他の社内規程に基づき適時かつ適正に開示できる体制を整備し、維持する。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - 1) 取締役会の決議事項、取締役社長または担当取締役の決裁事項などで、当社グループにおける重要な経営判断等に係る経営戦略リスクについては、経営会議規程、関係会社管理規程、行動憲章、経営方針・経営計画等に基づき経営会議において慎重に審議することなどによって適切に管理する。
 - 2) 上記1)のほか、当社グループにおける業務の過程、取締役及び使用人の活動、システム、外生的な事象等に係る業務リスクについては、グループリスクマネジメント基本規程等に基づき業務リスクマネジメントを行うことなどによって適切に管理する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - 1) 当社は、経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議する。
 - 2) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - 3) 社内規程、取締役会決議等によって各取締役の担当業務、権限及び責任を明確にし、職務の執行が円滑かつ効率的に行われる体制を整備する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、関係会社管理規程等に基づき、子会社の経営体制及び内部統制システムの整備に関する管理または指導を行う。
- 2) 当社グループの個別の事業活動については、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の業界特性等を踏まえた自立的な経営を行う。
- 3) 経営会議その他グループ会社で構成する会議または連絡会等を開催し、当社グループにおける事業に関する重要な事項について情報の共有と連携を図る。
- 4) 子会社の事業が適正に行われているかどうかについて、事業統括経営会議、時計グループ統括会議等において子会社から定期的に報告を求めるとともに、監査部の監査等によるモニタリングを行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1) 監査等委員会から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあるときは、監査等委員会の職務を補助するための十分な能力を有した監査等委員会スタッフを置く。
- 2) 上記1)の求めに応じ監査等委員会スタッフを置く場合、その独立性を確保するため、当該監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務の補助を専従して行うものとし、その任命、解任その他の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を得る。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループの事業または組織に重大な影響を及ぼす決定及び内部監査の結果について、その内容を遅滞なく監査等委員会に報告する。
- 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループの業務執行に関し法令もしくは定款、行動憲章その他の社内規程に違反する重大な事実、当社グループの業務執行に関する重大な不正行為またはこれらの発生するおそれがある事実その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- 3) 当社の使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が上記2)に掲げる事実を知ったときは、当社の使用人及び子会社の監査役にあつては直接に、当社の子会社の取締役及び使用人にあつては当該子会社の監査役を通じてまたは直接に、当該事実を当社の監査等委員会に報告できるものとする。
- 4) 上記1)から3)までのほか、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、事業の報告を適時かつ適正に行う。
- 5) 監査等委員会に上記1)から4)までに掲げる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとし、社内規程の整備その他の必要な措置を講ずる。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営会議その他の重要な会議への監査等委員の出席を確保する。
- 2) 上記1)のほか、監査等委員会が公正不偏の態度及び独立の立場を保持しつつ、代表取締役と監査等委員会との間の定期的な意見交換会その他の方法によって監査等委員会とグループ会社の取締役、監査役及び使用人その他の者との意思疎通を図り、監査等委員会の職務の遂行に必要な情報の収集及び監査の環境の整備に協力する。
- 3) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務については、法令及び社内規程に定めるところにより適切に処理する。

(2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社グループの統一した行動規範としてシチズングループ行動憲章を定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底してコンプライアンスに対する知識や意識を高め、コンプライアンスの推進を図っております。また、CSRや企業倫理に関する認知状況を把握するため、毎年、当社グループの取締役及び使用人を対象にCSR意識調査を行っております。

② 効率的な職務執行体制

原則として経営会議を毎月2回開催し、取締役会の決議事項、取締役社長の決裁事項その他の経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議しております。また、取締役会への付議事項や決裁基準を定め、各取締役の担当業務、権限及び責任を明確にするとともに、執行役員を選任して業務委嘱を行い、具体的な業務執行の決定に係る権限と責任の配分を実施して、効率的な職務執行を行っております。

③ 監査等委員会の監査体制

監査等委員は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況及び重要な意思決定の過程等を把握し、必要に応じて意見を述べました。

監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人それぞれとの定期的な意見交換会を実施したほか、社外取締役との会合により経営の監視についての連携を図っております。監査部、CSR室等から、リスクマネジメント体制の整備及びその運用の状況、内部通報制度の運用状況、モニタリングの結果等について報告を受け、往査を実施し、必要に応じて説明を求めることにより、当社グループの内部統制システムの整備及びその運用状況を確認しました。監査等委員会は、当社グループ会社の監査役との連絡体制を整備し、当社グループ会社における取締役の職務の執行状況等についての情報収集を行っております。

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループはその名のとおりに、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、「市民に愛され市民に貢献する」という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために、株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様へ、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、2025年3月には、2025年度（2026年3月期）から2027年度（2028年3月期）までの3か年の「中期経営計画2027」（以下、「本中期経営計画」といいます。）を策定しました。

本中期経営計画では、グループ中期経営ビジョン「豊かな未来（とき）をつなぐ」、「Crafting a new tomorrow」の実現に向けて、1. 事業ポートフォリオの戦略、2. DX戦略の推進及び人材の育成の2つの重点戦略に取り組んでおります。また、中核事業である時計事業及び工作機械事業における以下の4つの課題について優先的に取り組んでおります。

1. 機械式完成品の拡充及び機械式ムーブメント外販の拡大
2. 環境意識の高まりを捉えた、「Eco-Drive」の特性や環境に配慮した素材の更なる訴求
3. 情緒的価値を伴う高付加価値製品の提供
4. 工作機械の市況の波にタイムリーに対応できる生産体制と販売体制の確立

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記(2)の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
資産の部	
流動資産	305,011
現金及び預金	105,564
受取手形及び売掛金	62,048
電子記録債権	2,026
商品及び製品	67,999
仕掛品	28,559
原材料及び貯蔵品	25,420
未収消費税等	4,198
その他	10,430
貸倒引当金	△1,237
固定資産	163,292
有形固定資産	104,422
建物及び構築物	49,533
機械装置及び運搬具	19,872
工具・器具・備品	5,559
土地	12,333
リース資産	9,906
建設仮勘定	7,217
無形固定資産	7,877
ソフトウェア	7,008
その他	868
投資その他の資産	50,992
投資有価証券	39,945
繰延税金資産	8,562
その他	2,562
貸倒引当金	△78
資産合計	468,303

勘定科目	金額
負債の部	
流動負債	86,760
支払手形及び買掛金	23,616
電子記録債務	7,703
設備関係支払手形	10
営業外電子記録債務	2,433
短期借入金	10,011
未払法人税等	4,798
未払費用	14,584
賞与引当金	7,454
役員賞与引当金	340
製品保証引当金	1,625
その他	14,180
固定負債	79,410
社債	10,000
長期借入金	37,020
繰延税金負債	2,759
事業再編整理損失引当金	3
退職給付に係る負債	14,762
リース債務	8,946
過年度関税等引当金	3,532
その他	2,385
負債合計	166,171
純資産の部	
株主資本	223,391
資本金	32,648
資本剰余金	34,697
利益剰余金	157,824
自己株式	△1,780
その他の包括利益累計額	69,793
その他有価証券評価差額金	13,283
為替換算調整勘定	53,981
退職給付に係る調整累計額	2,528
非支配株主持分	8,948
純資産合計	302,132
負債純資産合計	468,303

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
売上高	346,808
売上原価	197,277
売上総利益	149,530
販売費及び一般管理費	119,280
営業利益	30,250
営業外収益	9,271
受取利息	1,275
受取配当金	981
受取賃貸料	84
持分法による投資利益	1,814
為替差益	4,330
助成金収入	82
その他	701
営業外費用	1,064
支払利息	488
手形売却損	5
貸与資産減価償却費	5
その他	564
経常利益	38,456
特別利益	6,140
投資有価証券売却益	5,852
固定資産売却益	103
事業再編整理損失引当金戻入額	26
その他	157
特別損失	8,470
固定資産売却損	7
固定資産除却損	338
減損損失	1,778
事業再編整理損	7
割増退職金	93
過年度関税等	2,752
過年度関税等引当金繰入額	3,315
その他	176
税金等調整前当期純利益	36,127
法人税、住民税及び事業税	9,293
法人税等調整額	△4,359
当期純利益	31,193
非支配株主に帰属する当期純利益	93
親会社株主に帰属する当期純利益	31,100

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	32,648	33,747	137,961	△1,669	202,688
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△11,236		△11,236
親会社株主に帰属する当期純利益			31,100		31,100
自己株式の取得				△559	△559
自己株式の処分		190		448	638
連結子会社株式の取得による持分の増減		2			2
連結子会社株式の増資による持分の増減		758			758
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	950	19,863	△111	20,703
2026年3月31日残高	32,648	34,697	157,824	△1,780	223,391

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日残高	11,592	40,196	1,441	53,230	8,228	264,147
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△11,236
親会社株主に帰属する当期純利益						31,100
自己株式の取得						△559
自己株式の処分						638
連結子会社株式の取得による持分の増減						2
連結子会社株式の増資による持分の増減						758
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,690	13,784	1,086	16,562	719	17,282
連結会計年度中の変動額合計	1,690	13,784	1,086	16,562	719	37,985
2026年3月31日残高	13,283	53,981	2,528	69,793	8,948	302,132

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 68社

主要な連結子会社の名称は、シチズンマシナリー(株)、シチズンファインデバイス(株)、シチズン・システムズ(株)及びシチズン電子(株)であります。

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称は、シチズンカスタマーサービス(株)であります。

連結の範囲から除外した非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計は、連結計算書類上の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に対し、いずれも僅少であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社の数 —

② 持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称は、Marubeni Citizen-Cincom Inc.であります。

③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない主要な非連結子会社は、シチズンカスタマーサービス(株)、主要な関連会社は、(株)ヴェルトであります。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

① 連結子会社の事業年度の末日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

12月31日 44社

② 連結計算書類作成にあたっては、連結決算日において連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法により評価しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主として移動平均法により算定しております。）。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法により評価しております。

2) デリバティブ

時価法により評価しております。

3) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く。）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 1～10年

2) 無形固定資産（リース資産を除く。）は定額法を採用しております。

3) リース資産は定額法を採用しております。

- ③ 重要な繰延資産の処理方法
社債発行費
発生年度に一括償却しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
また、在外連結子会社については、個別の債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、当社及び連結子会社の一部は、支給見込額基準により計上しております。
 - 3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、当社及び連結子会社の一部は、支給見込額基準により計上しております。
 - 4) 製品保証引当金
一部の連結子会社では、製品のアフターサービス等に要する費用の引当として、売上高の一定割合を計上しております。
 - 5) 事業再編整理損失引当金
事業の再編に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。
 - 6) 過年度関税等引当金
過年度関税等に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは、主に時計事業、工作機械事業及びデバイス事業における製品の製造販売を行っております。
製品の販売による収益は、主に製品の引渡時点において支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。
取引価格については、顧客との契約において約束された対価から、将来予想される返品、リベート等の変動対価を控除した金額で算定しております。
変動対価の見積りについては、過去の実績及び当連結会計年度末現在で入手可能な情報に基づき行っており、期末日ごとに再評価しております。
なお、時計事業においては、会員制点検サービスの役務の提供を行っております。当該サービスについては、製品の販売に係る履行義務とサービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含んでおりません。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 1) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（原則として5年による定率法）により発生の際連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（原則として5年による定率法）により費用処理しております。
 - 2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
減損損失	1,778

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、固定資産の市場価格及びその資産を使用した営業活動から生じる損益等から減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いております。正味売却価額については、合理的に算定された価額により評価しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュ・フローは取締役会等によって承認された事業計画や将来の市場予測等をもとに算定しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
商品及び製品	67,999
仕掛品	28,559
原材料及び貯蔵品	25,420

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産のうち主なものは時計事業に関する棚卸資産であり、その評価方法は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた滞留品又は処分見込み等の棚卸資産については、製品の品目ごとに一定の経過年数に応じて評価減割合を設定し、定期的に帳簿価額を切下げる方法を採用しております。

当該見積りは、社内の在庫処分ルール及び過去の実績データ等をもとに見積もられたものですが、市場環境の変化等による影響を受けるため、不確実性を伴い、棚卸資産の評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に計上される棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 過年度関税等引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
過年度関税等引当金	3,532

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結子会社であるCitizen Watch Company of America, Inc. (以下「CWUS」という。)は2015年から2018年の腕時計の輸入に関して、米国国土安全保障省税関・国境取締局 (以下「米国当局」という。)より関税の計算にかかる考え方の相違から関税が過少となっている旨の指摘を受けました。

当該指摘に対してCWUSは反論書の提出を行っておりますが、CWUSの関税の計算に関する考え方が受け入れられず、かつ、CWUSに過失ないしは重過失が認定された場合には、追加の関税等の費用が発生する可能性があります。

将来発生費用の見積もりについては、腕時計の構成部品の一つであるムーブメントの課税標準額に関する米国当局とCWUSの評価額に乖離があるため、米国当局から通知された追加関税額と過失認定された場合の罰金の合計額から、現時点で入手可能な過去の関税取引の実際のコスト割合によるムーブメントの課税標準額に基づいて当社が試算した金額まで減額することにより算出しております。

この将来発生費用の見積りには不確実性が含まれているため、前提条件の変化等によって実際の費用発生額が異なる可能性があり、過年度関税等引当金の追加計上又は取崩しが必要となる場合があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 247,248百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する事項

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
日本	腕時計製造設備、オプトデバイス製造設備、健康機器製造設備、ソフトウェア等	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具・器具・備品、建設仮勘定、ソフトウェア等
中国	オプトデバイス製造設備、健康機器製造設備等	機械装置及び運搬具、工具・器具・備品
香港	オプトデバイス製造設備等	機械装置及び運搬具
フィリピン	水晶デバイス製造設備等	機械装置及び運搬具

当社グループは、原則として管理会計上の事業区分に基づく事業部単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、グルーピングを行っております。なお、一部の連結子会社については規模に鑑み、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社等、特定事業との関連が明確でない資産については共用資産としております。

当連結会計年度は、今後使用見込みのない資産、収益性の悪化した事業の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,778百万円）として特別損失に計上しました。その主な内訳は、機械装置及び運搬具974百万円、建設仮勘定330百万円、工具・器具・備品197百万円、建物及び構築物193百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却可能価額又は使用価値を基に算定しております。正味売却可能価額については処分価額により評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを主として11%で割り引いて算出しております。

(2) 過年度関税等及び過年度関税等引当金繰入額

当社の連結子会社であるCitizen Watch Company of America, Inc.（以下「CWUS」という。）は、腕時計の輸入に関して、米国国土安全保障省税関・国境取締局（以下「米国当局」という。）より関税の計算にかかる考え方の相違から関税が過少となっている旨の指摘を受け、これに対して反論書の提出等を行ってまいりました。このたび米国当局によりCWUSの主張を受け入れないとの判断が示され、2025年9月にシチズンブランドの腕時計について、10月にそれ以外のブランドの腕時計について、それぞれ2018年から2021年までの期間にかかる関税等の請求を受けたため、これらの合計額2,752百万円を過年度関税等として特別損失に計上するとともに分割払いによりその一部について納付を行いました。なお、当該請求について提訴するかどうかにつきましては検討中であります。

また、上記期間と同様の考え方にに基づき支払っていた2015年から2018年までの期間にかかる関税について、2021年8月に米国当局より関税が過少であるとの通知を受け取っており、これに対して反論書の提出等を行っておりますが、この通知に関して今後請求される可能性がある関税等の額3,315百万円を過年度関税等引当金繰入額として特別損失に計上しております。

なお、2021年以降の期間についても損失発生の可能性がありますが、現時点では損失額を合理的に見積もることが困難であり、引当金を計上しておりません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末の 株式数(株)
普通株式	246,000,000	—	—	246,000,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

1) 2025年6月25日開催の第140期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 5,496百万円 (役員報酬BIP信託が保有する当社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。)
- ・ 1株当たり配当金額 22円50銭
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月26日

2) 2025年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 5,740百万円 (役員報酬BIP信託が保有する当社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。)
- ・ 1株当たり配当金額 23円50銭
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年6月24日開催予定の第141期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 5,750百万円 (役員報酬BIP信託が保有する当社の株式に対する配当金16百万円が含まれております。)
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 23円50銭
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達には主に銀行等金融機関からの借入や社債発行によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループに属する各社の債権管理に関する規程に沿ってリスクの低減を図っております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権に係る為替変動リスクは、同じ外貨建ての営業債務の範囲内にあるものを除き、一部の為替変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

借入金及び社債の用途は主に運転資金、長期債務の借り換え及び戦略投資であります。

デリバティブ取引は各社の内部管理規程に従い、為替変動リスクを回避するためのみに利用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
① 投資有価証券 (注2)			
その他有価証券	22,058	22,058	—
資 産 計	22,058	22,058	—
② 社債 (1年内返済予定を含む)	10,000	9,718	△282
③ 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	47,031	45,739	△1,291
負 債 計	57,031	55,457	△1,573
デリバティブ取引 (注3)	(34)	(34)	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「営業外電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「① 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	17,887

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	22,058	－	－	22,058
デリバティブ取引				
通貨関係	－	－	－	－
資産計	22,058	－	－	22,058
デリバティブ取引				
通貨関係	－	34	－	34
負債計	－	34	－	34

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
社債	－	9,718	－	9,718
長期借入金	－	45,739	－	45,739
負債計	－	55,457	－	55,457

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券
上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。
2. デリバティブ取引
為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
3. 社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
4. 長期借入金
長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	時計事業	工作機械事業	デバイス事業	合計
日本	31,126	13,459	35,194	79,781
アジア	35,385	33,417	13,910	82,713
アメリカ	93,444	7,552	4,965	105,962
欧州	34,655	31,443	9,332	75,431
その他	2,386	418	51	2,857
顧客との契約から生じる収益	196,998	86,292	63,455	346,745
その他の収益	62	-	-	62
外部顧客への売上高	197,061	86,292	63,455	346,808

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく収益等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債	1,696

契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、主に製品の販売にかかる取引の対価を製品の引渡前に前受金として受領する場合及び時計事業の会員制点検サービスにおける取引の対価を製品販売時に一括で前受けにより受領している場合等に認識しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、791百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	100
1年超	356
合計	456

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,201円61銭

1株当たり当期純利益 127円48銭

(注) 1株当たり純資産額は期末の発行済株式総数から期末の自己株式数及び期末の役員報酬BIP信託の保有に係る当社株式数を控除した株式数を用いて算定し、1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数及び役員報酬BIP信託の保有に係る期中平均の当社株式数を控除した株式数を用いて算定しております。

なお、当連結会計年度における役員報酬BIP信託の保有に係る期中平均の当社株式数は438,408株、期末の当社株式数は721,146株であります。

10. その他の注記

(1) 追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

① 取引の概要

当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」といいます。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位や会社業績指標等の達成度に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付するものであります。

② 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式は、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、730百万円、721,146株であります。

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
資産の部	
流動資産	100,444
現金及び預金	30,464
受取手形	20
電子記録債権	177
売掛金	12,065
製品	12,713
仕掛品	283
原材料	331
未収消費税等	967
短期貸付金	38,464
未収入金	4,478
その他流動資産	1,014
貸倒引当金	△537
固定資産	148,936
有形固定資産	14,659
建物及び構築物	9,872
機械装置	900
工具・器具・備品	282
土地	3,357
リース資産	17
建設仮勘定	230
無形固定資産	2,308
ソフトウェア	2,303
その他無形固定資産	5
投資その他の資産	131,967
関係会社株式	100,376
投資有価証券	31,068
長期前払費用	148
その他投資	449
貸倒引当金	△76
資産合計	249,380

勘定科目	金額
負債の部	
流動負債	54,357
買掛金	10,171
電子記録債務	1,533
営業外電子記録債務	185
1年内返済予定の長期借入金	10,000
未払金	559
未払費用	2,380
未払法人税等	980
預り金	25,168
賞与引当金	1,152
役員賞与引当金	91
その他流動負債	2,134
固定負債	50,935
社債	10,000
長期借入金	37,000
繰延税金負債	744
退職給付引当金	2,923
役員株式給付引当金	192
事業再編整理損失引当金	3
資産除去債務	25
長期リース債務	14
長期未払法人税等	32
負債合計	105,293
純資産の部	
株主資本	130,977
資本金	32,648
資本剰余金	36,219
資本準備金	36,029
その他資本剰余金	190
利益剰余金	63,888
その他利益剰余金	63,888
圧縮積立金	282
繰越利益剰余金	63,606
自己株式	△1,780
評価・換算差額等	13,109
その他有価証券評価差額金	13,109
純資産合計	144,086
負債純資産合計	249,380

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
売上高	100,606
売上原価	76,938
売上総利益	23,668
販売費及び一般管理費	23,768
営業損失	99
営業外収益	16,581
受取利息	357
受取配当金	13,533
受取賃貸料	13
為替差益	2,624
貸倒引当金戻入額	30
その他	20
営業外費用	687
支払利息	549
手形売却損	5
シンジケートローン手数料等	85
その他	47
経常利益	15,793
特別利益	5,864
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	5,852
事業再編整理損失引当金戻入額	0
特別損失	198
固定資産除却損	60
減損損失	100
関係会社株式評価損	36
税引前当期純利益	21,460
法人税、住民税及び事業税	1,404
法人税等調整額	△1,469
当期純利益	21,525

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年4月1日残高	32,648	36,029	0	36,029	285	53,313	53,599
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△11,236	△11,236
当期純利益						21,525	21,525
圧縮積立金の取崩し					△3	3	
自己株式の取得							
自己株式の処分			190	190			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	190	190	△3	10,292	10,289
2026年3月31日残高	32,648	36,029	190	36,219	282	63,606	63,888

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	△1,669	120,608	11,464	11,464	132,073
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△11,236			△11,236
当期純利益		21,525			21,525
自己株式の取得	△559	△559			△559
自己株式の処分	448	638			638
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,645	1,645	1,645
事業年度中の変動額合計	△111	10,368	1,645	1,645	12,013
2026年3月31日残高	△1,780	130,977	13,109	13,109	144,086

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法により評価しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法により評価しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。
- 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブの評価基準

時価法により評価しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年
機械装置 1～10年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は退職給付信託を設定しております。
 - 1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - 2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、発生の翌事業年度より費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により費用処理しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金
株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 事業再編整理損失引当金
事業再編に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に時計製品の製造販売を行っております。製品の販売による収益は、主に製品の引渡時点において支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。また、会員制点検サービスの役務の提供を行っており、当該サービスについては、製品の販売に係る履行義務とサービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費

発生年度に一括償却しております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
減損損失	100

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1)固定資産の減損損失」に記載した内容と同一であります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
製品	12,713
仕掛品	283
原材料	331

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2)棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権は51,493百万円、関係会社からの短期金銭債務は33,410百万円であります。

(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は29,581百万円であります。

(3) 保証債務

関係会社の不動産賃貸借契約に対する保証	43百万円
関係会社の電子債権取引に係る支払に対する併存的債務引受	396百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高は53,644百万円であります。

(2) 関係会社からの仕入高は83,003百万円であります。

(3) 関係会社とのその他の営業取引の取引高は21,514百万円であります。

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高は13,622百万円であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当期首の株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末の株式数(株)
普通株式	2,131,730	451,380	576,976	2,006,134

- (注) 1. 自己株式数の増加451,380株は、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加449,126株及び単元未満株式の買取による増加2,254株であります。
2. 自己株式数の減少576,976株は、役員報酬BIP信託への第三者割当による自己株式の処分による減少449,126株、役員報酬BIP信託による取締役であった者への当社株式の交付及び売却による減少127,790株及び単元未満株式の買増請求による減少60株であります。
3. 当期首の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式399,810株が含まれております。
4. 当期末の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式721,146株が含まれております。

7. 税効果会計関係に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

関係会社株式及び投資有価証券	16,284百万円
退職給付引当金	1,490百万円
減価償却資産	906百万円
繰越欠損金	401百万円
その他	2,115百万円
繰延税金資産小計	21,197百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△269百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,665百万円
評価性引当額	△16,934百万円
繰延税金資産合計	4,262百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△4,866百万円
その他	△140百万円
繰延税金負債合計	△5,006百万円
繰延税金負債の純額	△744百万円

(注) 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	280	120	401
評価性引当額	—	—	—	—	△151	△117	△269
繰延税金資産	—	—	—	—	128	2	131

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に関する注記 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	シチズン時計マニファク チャリング株式会社	所 有 直接100%	兼 任 1 名	当社製品の製造	製品の購入(注1) 原材料の代理購買(注1) 資金の貸付(注2、3)	37,544 11,683 941	買掛金 未収入金 短期貸付金	3,982 1,691 8,024
子会社	新星工業有限公司	所 有 直接100%	—	当社製品の製造	製品の購入(注1) 原材料の代理購買(注1)	15,817 3,249	買掛金 未収入金	1,236 991
子会社	Civis Manufacturing Limited	所 有 直接100%	—	当社製品の製造	製品の購入(注1) 原材料の代理購買(注1)	17,080 2,426	買掛金 未収入金	1,429 594
子会社	Royal Time Citi Co., Ltd	所 有 直接100%	—	当社製品の製造	製品の購入(注1) 原材料の代理購買(注1)	10,669 1,861	買掛金 未収入金	665 631
子会社	Citizen Watch Company of America, Inc.	所 有 直接100%	—	当社製品の販売	製品の販売(注1) 受 取 配 当 金	22,864 4,098	売掛金 —	3,210 —
子会社	Frederique Constant Holding SA	所 有 直接100%	—	事業活動の 支配・管理	資金の貸付(注2)	1,452	短期貸付金	4,003
子会社	シチズンマシナリー 株 式 会 社	所 有 直接100%	兼 任 2 名	事業活動の 支配・管理 不動産の賃貸等	受 取 配 当 金 資金の貸付(注2、3)	3,520 1,085	— 短期貸付金	— 20,490
子会社	シチズン・システムズ 株 式 会 社	所 有 直接100%	兼 任 2 名	事業活動の 支配・管理	資金の回収(注2、3)	1,675	預り金	3,778
会社	シチズン電子株式会社	所 有 直接79.33%	兼 任 2 名	事業活動の 支配・管理	資金の回収(注2、3)	2,421	預り金	13,641
子会社	株式会社東京美術	所 有 直接71.86%	—	事業活動の 支配・管理	資金の回収(注2、3)	249	預り金	3,936

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の購入及び販売並びに原材料の代理購買は、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ、決定しております。
2. 資金の貸付及び回収に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付及び回収による取引金額は、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) での取引によるものであり、期中における増減額(純額)を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	590円53銭
1株当たり当期純利益	88円23銭

(注) 1株当たり純資産額は期末の発行済株式総数から期末の自己株式数及び期末の役員報酬BIP信託の保有に係る当社株式数を控除した株式数を用いて算定し、1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数及び役員報酬BIP信託の保有に係る期中平均の当社株式数を控除した株式数を用いて算定しております。

なお、当事業年度における役員報酬BIP信託の保有に係る期中平均の当社株式数は438,408株、期末の当社株式数は721,146株であります。

11. その他の注記

(1) 追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 10. その他の注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

- (2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

シチズン時計株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	折登谷達也
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山科周一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	千葉茂寛
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シチズン時計株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シチズン時計株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

シチズン時計株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	折登谷達也
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山科周一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	千葉茂寛
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シチズン時計株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当社は、2025年6月25日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2025年4月1日から当該株主総会終結の時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、グループ監査の観点からは、各グループ会社の常勤監査役等をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的に開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人日本橋事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び当該基本方針に基づく取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

シチズン時計株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 柳 和 徳

監査等委員 石田八重子

監査等委員 山中典子

(注) 監査等委員石田八重子及び山中典子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上